

## 盛土規制法に基づく規制区域（案）に対する 意見募集（パブリック・コメント）の結果について

令和7年7月7日（月）から令和7年8月6日（水）までの期間で、盛土規制法に基づく規制区域（案）について、市民の皆様からのご意見を募集しておりましたが、その結果及び意見に対する回答がまとまりましたので、ご報告いたします。

### 1. 募集結果

人数・団体数	意見の件数
個人1人、1団体	6

### 2. 意見の内訳

区 分	件 数
意見の趣旨を踏まえて、規制区域（案）に反映させるもの	0
意見の趣旨が同じ方向性のため、原案どおりとするもの	2
意見に対して、規制区域（案）への反映を行わないもの	1
その他（事業提案や個別施策に対する要望等）	3

### 3. 意見の概要とそれに対する市の考え方

※意見の内容は、原文を一部要約しています。

#### 【意見の趣旨が同じ方向性のため、原案どおりとするもの】 2件

No	意見の概要	市の考え方
1	盛土1m以下は規制対象外にする等に緩和されていることは、ありがたく思います。	盛土規制法の適切な運用に努めてまいります。
2	県と違い盛土を1mに緩和されるのは賛成です。県の許可手続きに周辺住民への事前通知がありますが、事前周知を行う場合の範囲の明確化と周知にあたりパンフレット等の説明用チラシがあると助かります。	事前周知の範囲など、許可手続きの具体的な取扱いは、今後、市ホームページ等に公表する予定です。

【意見に対して、規制区域（案）への反映を行わないもの】 1件

No	意見の概要	市の考え方
3	<p>宅地造成等工事規制区域がかなりの広範囲になっているため、切盛り面積が500㎡超ではなく、例えば1000㎡以上などに変更していただくと、500㎡～999㎡までの土地取引が動きやすいのではないかと思います。（安全対策の面を考えると難しいと思いますが、一律で規制すると、申請手続きを必要とするものが多くなるため）</p>	<p>規制区域の範囲は、国が定める実施要領に基づき、盛土等による災害リスクのあるエリアをできる限り広く指定することを視点を検討しております。また、許可の対象面積は、盛土規制法により「盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの」と定められており、盛土等による災害防止の観点から、例外なく一律に適用される事項となります。</p>

【その他（事業提案や個別施策に対する要望等）】 3件

その他に関しては、規制区域（案）に対する直接的な意見ではないため、今後の取り組みの参考とさせていただきます。そのため、個別に市の考え方は示していません。

No	意見の概要
4	<p>開発許可を申請する業者として、都市計画法第29条第1項の開発許可をうけた場合、盛土等は許可申請ではなく、みなし許可にしているのは、ありがたいです。</p>
5	<p>昨今の土砂災害等により、このような規制がかかるのは致し方ないと思います。但し、あまりにも宅地開発に莫大な費用がかかると、購入予定者の負担となり、久留米市の活性化を抑制する恐れがあるため、官側からのサポートとして、費用に対する補助金等の検討をお願いします。</p>
6	<p>盛土規制法を確認し、2点気になる点は、来年度施行時に開発許可が下りた案件、開発受付け中の案件、又は工事着手しており、開発工事中で検査済前の案件など、色々な時期の対応が煩雑になる可能性があります。中間検査や定期報告の簡素化や煩雑にならないための対応をお願いいたします。加えて、開発工事以上に構造上厳しくなる工作物等の審査基準の公表もよろしくをお願いいたします。</p>